

ID: 19

担当部署: 企画課

<b>処分の概要</b>	使用料及び手数料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	高根沢町使用料及び手数料条例 第2条		
<b>例 規 番 号</b>	平成12年条例第9号		
<b>【基準】</b>			
第2条及び第3条の規定による。 (徴収の範囲)			
第2条 使用料は、法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を目的外に使用する者又は公の施設を使用する者から徴収する。			
2 手数料は、特定の者のためにする事務について、その申請をした者から徴収する。 (種類、金額及び徴収の時期)			
第3条 使用料の種類、金額及び徴収の時期は、別表第1のとおりとする。			
2 手数料の種類及び金額は、別表第2のとおりとし、徴収の時期は、申請又は交付のときとする。			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和7年3月27日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日